令和6年10月からの短時間労働者適用拡大についてのご案内

令和6年10月1日から「特定適用事業所」に該当する事業所の範囲が、被保険者数常時101名以上の事業所から常時51名以上の事業所に拡大されます。

適用拡大に該当の事業所様には本年9月上旬までに、日本年金機構より「特定適用事業 所該当事前のお知らせ」が送付されます。

新たに適用拡大に該当される事業所様には、当健康保険組合への手続きが必要となりますので以下ご案内いたします。

令和6年10月改正 適用拡大の要件(今回の改正箇所)

被保険者の総数 (短時間労働者を除く)	<u>常時 5 1名以上</u>
労働時間	週の所定労働時間が20時間以上
賃金	報酬(最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く):月額88,000円以上
勤務期間	継続して2か月を超えて使用される見込み ただし、雇用契約の期間が2か月未満であっても、実態として 当該雇用契約の期間を超えて使用されることが見込まれる場合 には最初の雇用期間を含めて当初から被用者保険の適用対象と なります。
適用除外	学生ではないこと

○事業所様の当健保へのお手続き

申請書類	「特定適用事業所該当届」 <添付資料> 日本年金機構発出の「特定適用事業所該当事前のお知らせ」 または「特定適用事業所該当通知書」の写し
加入対象となる短時間 労働者がいる場合	「被保険者資格取得届」